

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、緊急に鶴ヶ島市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同年 3 月 30 日に鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、専決処分する。

鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 6 年 3 月 30 日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市都市計画税条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分

の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第１２項とする。

附則第１４項の前の見出しを削り、同項を附則第１３項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第１５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第１４項とする。

附則第１６項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１７項の前の見出しを削り、同項を附則第１６項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第１８項中「附則第８項及び第１０項」を「附則第７項及び第９項」に、「附則第８項及び第１１項」を「附則第７項及び第１０項」に、「第９項、第１１項及び第１２項」を「第１０項及び第１１項」に、「附則第１１項から第１３項まで」を「附則第１０項から第１２項まで」に、「附則第１３項」を「附則第１２項」に、「附則第１４項から第１６項まで」を「附則第１３項から第１５項まで」に、「附則第１５項」を「附則第１４項」に改め、同項を附則第１７項とする。

附則第１９項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改め、同項を附則第１８項とする。

附則第２０項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項を附則第１９項とする。

附 則

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

- 2 改正後の鶴ヶ島市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。